

# 太宰管内志

筑前之十七

遠賀郡下

和書門		
二九六〇一	二〇二	八二冊
架	函	號
類		

內閣文庫		
三九六〇一	二〇二	八二冊
架	函	號
類		

內閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 (45)
函號	176 44



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





Vertical columns of faint Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately 10 columns, with a blue border visible around the central portion of the page.

A large, faint, and mostly illegible impression of text or a drawing, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The impression is centered and occupies most of the page area.



太宰管内志

明治三十一年

筑前之十七

筑前人伊藤常足編録

遠賀郡下

○崗水門

神武天皇紀

元年十有一月甲午天皇至筑紫崗水門仲哀天皇

紀より自山鹿岬廻り之入崗浦到水門あり。崗水門ハ乎加乃美奈寺と訓べし。

万葉集七卷 羈旅歌

天霧日方吹羅之水莖之崗水門爾波立渡

万葉集仙覺抄云筑前風土記曰塙縣之東側近有大江口

名曰塙水門堪容大船焉從彼通島鳥旗渙名曰岫門鳥旗多



也岫門久岐等也 堪容小船焉海中有一小島其一日河斛島島生支  
子海生鮑魚其一日資波島資波島資波紫摩 新拾遺和歌集素選  
法師

水莖の岡湊の波上不數かききて、歸るかりりぬ

類聚和歌又行尊

日方吹く音不さ不じ不き水莖の岡湊の秋乃不わか不せ

な不見不え不あり不な不代々不の不歌集不とも不多く見不え不あり不夫木集

光秀院入道不ミ不づく不きの岡湊不多不つ波の深き底不を不汲不て

る不り不む不同集不又不為家不ミ不づく不きの岡湊の浪不より不や不草の海

る不名不ハ不立不り不む不同集不又不公朝不月不け不の宿不きを不氷不る不水莖

の岡湊不又不秋風不ぞ不ふ不く不草庵集不又不さ不い不お不きの日數不又不増不る不水

莖の岡湊不ハ不さ不て不さ不て不和尔雅不一不下卷不又不遠賀郡水莖岡湊郎

く不ら不む不な不じ不と不あり不

芦屋也神武帝仲哀帝神功皇后所經過也崗水門ハ日本紀  
古風土記の二書不又不依不て不考不ふる不又不正不しく不山鹿浦不と不芦屋と

の間を不云不名不々不聞不ゆ不名不處不方不角不抄不ハ不筑前國岡湊不と不云不ハ不葦

屋の事不なり不と不あり不又不さ不て不名不所不方不角不抄不の不説不一不渡不ハ不さ不る不事不な

き不と不今不の不葦屋浦不ハ不誠不の不沙不の不吹不寄不せ不多不る不又不古不世不の不地名

例不ハ不引出不へ不く不も不あり不又不云不説不と不あり不又一説不ハ不内浦と

吉水との間昔の入海不な不れ不を不是不崗水門不なり不む不と不云不へ不せ不と

古風土記の趣不ハ不叶不ハ不其不上不神功皇后不ハ不崗水門不より不直不又

鞍手郡不又不移不給不へ不る不由不な不き不を不吉水方不の不湊不又不入不給不ふ不へ不き不由

なき不を不や不吉水村高倉村相並不ひ不て不古不の不海邊不と不聞不ゆ不され不を



記す。崗水門ハ此方なくともと思へりハ非なり。古風土  
記す。鳴柄縣之東側とある所はかなたに又從彼通島とあ  
るも若松のありより島郷地より事と定めてこ  
とよく聞ゆ。な不島門渡まり崗津の件又云へる事とを  
照合して見

○崗津ヤカヅ

仲哀天皇紀。皇后者是魚鳥之遊而忿心稍解。及潮満即泊  
于崗津也。あり。崗津ハ乎加乃都ヲ訓べし。此津事慥なる證  
ハなけと今ノ山鹿浦より島津と一ハ若松までの間を  
云るなるべし。此邊マサトク船より鞍手郡内ヨ入給ふべ  
き道筋なり。な不島門件又云るを考ふべし。若松ハ今ノ川  
此村より西を今ノ至て岡と唱ふるあり。住吉社ある處甚  
みるめか。古ノ船のつる津ハ住吉社を祭る事例多し。

住吉社よりマルヒと云處まで三四町もあるべし。マルヒ  
ノ事ハ島門件よりいふべし。

○島門シマド

延喜兵部省式。筑前國島門馭馬二十三疋あり。島門ハ  
紫摩度と訓べし。名義ハ北方の島山と對ひある地なきを  
負せあるべし。北方ハ則島郷地ありて。さて三代實録二十

西端山鹿の邊をいふ

三卷。貞觀十五年五月十五日。先是太宰府言。筑前國司你  
天長元年六月二十九日。格曰。諸國渡船二十年已上為期。買  
替て島門渡船二艘不知始置之時。今既朽損。利涉失便。况復  
河岸頽缺。渡口濶遠。公私往還。累日逗留。望請以正稅。稻乃早  
買充。依請許之。ともあり。旧事紀今本。島門物部と云。見  
えあり。さて師説。万葉集三卷柿



本朝臣人麻呂下筑紫国海路作歌大王之遠之朝廷跡蟻通  
島門乎見昔神代之所念とあるは遠賀郡島門を云なるべ  
し神代とあるは仲哀天皇又神功皇后の御幸の道筋な  
きを其御代のこととをいふなるべしといを述しなり我  
友松水氏云島門駅趾ハ遠賀郡鬼津若松兩村内にあるべ  
し里人語傳ふも上古ハ此邊を以て入海ありて若松村住吉  
社の邊船の著處なりと云東ハ同郡吉田村貴布祢社の  
前渡口なるべし是も上古の船著なる由云傳ありと云  
此説さも有べし夜久駅より島門駅ハ渡る道筋なり若松  
對  
へる處ハ吉賀村など遠ハ近れを此邊ヤ古渡口なるべ  
と思へりしかと古駅の道筋ハありざきをな不吉田村方  
ありのあり吉田より若松ハハ直径三十余丁あるべし吉  
田より上津夜久ハ一里余あるべし又若松より西方津日  
駅ハ四里許あるべしさて若松より四五丁許東北方ハ島  
津村あり古き處なり是島門駅趾ハもやと思へりしかと

土地のさまを考ふも上古ハ必海中の一島なるべく木  
ももろまをな不駅趾ハとありざるべしされども島門と  
云名ハ此處ハ残さるを後ハ島津と唱へあるみてもある  
べしさて此島津村内ハ珍らしき事と古くより語傳へ  
あるが多し事長けきを引出すさて島津村より西ハ渡る  
處をマルヒとひたり是若松村内ハ城跡なり此マル  
ヒハ高倉神社旧記ハ丸見島井料三町  
丸見在之とある處と聞えあり

○鳥旗

筑前風土記ハ鳥旗澳名曰岫門鳥旗鳥多也岫門久岐等也岫あり鳥多  
の間ハ羽字を脱せりさて名義ハ或説ハ鳥羽ハ泊場の意  
なり故ハ必船の泊る處ハ負せりと云也山城國鳥羽志  
あり由されを是も泊場田の義なるべし水田もある万葉  
集十二卷ハ羈旅登思作者未詳



霍公鳥飛幡之浦ホトギス尔敷浪之屨君乎将見因毛鴨ハ

少あり。ハ雲御抄云。この浦の浦遠賀郡若松浦の對ひハ戸

畑村あり。漁人などそめり。

○洞海

仲哀天皇紀云。皇后別船自洞海入之。洞此云風土記云。岫門

ハ久岐等也。なまあり。名義ハ。此處より海潮岡湊方ニ漏出

る。小依て負せありと聞ゆ。古事記傳云。洞海と穴門海とを

さて岫門と云ハ。若松戸畑兩村間の湊を云。北より南を指

て船の入處なり。洞海と云ハ。此入海を凡て云名なり。西南

ニ入事凡二里餘横一里許なり。岫門中ニ島あり。中島とい

ふ。長政朝臣入国の後。此島ニ端城を置給へり洞海西傍ニ

二島村あり。此村前海中ニ二兒島とてあり。南北ニ並びて

何れも廻り百間許あり。甚九き島より遠方より是を見るニ。兩

玉を水上ニ浮へるむやうにてえも云ハ。美麗くめでた

き島なり。兩島間百間餘あるべし。此島事古事記傳五卷。追

かひていり。たり。ニ老島ハ長門国内ニ一て島郷の外ヨ

り遙ニ東北方ニ見ゆる島なり。兩兒島ハ島郷内ニ一て洞

海中なり。まが此島ある處なきバ。二島村と云。此村ニ山王

社あり。土地のさまなれ凡て甚古し。二兒島より少西ニ至

洞海幅狭くなりて川の如し。二兒島より岡湊までの間ニ

里許もあるべし。其間大鳥居村の前ニ。昔陸地より島郷方



又掛橋有て其を子忘橋といへり云。今ハ橋を渡せ  
其處より少西ニ大濶水とて清水湧出る處あり。此邊神功  
皇后通給ひ道筋なれを其吉例を逐て秀吉公も朝鮮征  
伐の時ニ通給へり云。元洞海東北の入口左ハ恒前郷な  
るべし。右ハ凡て山鹿郷なるべし。さて二島より猪熊まで  
の間左方埴生郷なるべし。序ニ云。垣生村より十余町東北  
リ。享保六年。伊藤常信此社縁起を作し。其内此社地ハ  
齊明天皇旧跡なる由記せり。さてそこニ大石柱立  
し。其神社造るとして其柱を五町許乾方ニ移し。今立石屋敷  
と云。其石長五尺地輪二間四方。岩水辺。森中ニ在て民俗是  
を岩神と云。三方ニ立又正徳四年ニ社再建せり。地を  
なす。一ある。石櫃の中より甲冑太刀など出あり。又  
一。口を出せり。なり。記せり。駅鈴ハ常足と見あり。ま  
と。珍らしきものなり。其さま九き鈴を四並べて其間を

鑄つて。中ニ丸き穴をあけて。其ノ柄をさしこめて振  
やうに造り。ある物なり。此東隣岩瀬村岩瀬社也。齊明天皇旧  
跡なり。と云。岩瀬社。事  
ハ別記ニ委しく云べし。

○名籠屋大濟

仲哀天皇紀。以名籠屋大濟為西門也。名籠屋大濟ハ  
那碁也。乃於保和多利と訓べし。名籠屋名義不詳。名籠ハ魚  
又ハ魚木屋也。ある。又大濟ハ海を隔て相對へる土  
地。遙々遠くを頁せり。なり。さて八幡宮本紀。名籠  
屋ハ遠賀郡若松村より一里北ニ近き東北の出埼あり。今  
ハ名籠屋埼と云。豊前境ニ近しとある。是則名籠屋大濟ナ  
リ。此地長門國の海濱と相對へり。其間三四里。或ハ六七里



と至る。没利島、阿閉島、柴島、皆此濟あり。名菴屋崎ハ戸畑  
村とつけり。藻塩草ハ大渡河筑前とある小つきて古今六  
帖貫之の奇くの大海ノ事とある説あり。委

○柴島

仲哀天皇紀ハ割柴島為御甕。御甕此云風土記ハ海中有兩  
小島云云。其一曰資波島。資波島資西島俱生鳥葛冬薑。鳥葛  
也。冬薑也。柴島ハ則資波島なり。名義ハ柴木の多處な  
きハ負せたりと聞ゆ。貝原翁ハ柴島ハ白島事なり。此  
島ハ柴多く生る故ハ柴島と云ハを後ハ白島と云けるハ  
ヤと云きハなり。柴島ハ正ハ白島雄島事と聞ゆ。白島ハ

遠賀郡脇田浦脇浦の北三里計あり。

○河蚪島

風土記ハ海中有兩小島。其一曰河蚪島。島生支子。海生鮑魚。  
とあり。河蚪島ハ加波志万訓。ベシ。名義詳なり。ハカハ

櫻ハ和名抄木具部な少有て負せしる名ハをありぬり。樺ハ和名抄木具部

矩者也。和名又云加仁波。今櫻皮有之とあり。又古今集ハ加  
ハ婆櫻あり。源氏物語ハ加婆櫻あり。又和名抄ハ朱櫻波々  
加一云。迹波佐久良とある。古事記傳ハ今本加字の脱多  
事著し。古今集ハをヤウの註ハ朱櫻とかけりと顯  
照ケ云る。此島事ハ武備志二百二十三卷日本国序ハ見之  
ハ。さて此島ハ今何と慥ハ名を傳ハ多るハなれと。白島  
の雌島を置て外ハ夫と指ヘき島ある事ナリ。仲哀天皇紀  
ハ割柴島と



あると二、なるべし。内の一、を割取る。雌鳥ハ周圍十町許あり。意あり。かくハ書るそのなるべし。雌鳥ハ周圍十町許あり。て、松など立す。白鳥ハ雌雄とも人家ある處あり。只夏秋の間、遠境海入雄鳥來て假屋を造、漁獵をなすのなり。序云、源平盛衰記四十三卷元暦二年二月平家屋と、其を漕過て、筑前国箱崎津に著、給ぬとある。白鳥ハ白島の誤、たむむ。此外管崎までの間、白何と云、慶ある事な。丹生社、事ハ十卷又聊云るを考ふべし。重て按むる。壁島を河斛島のうつさる。ありぬり。尚よく考ふべし。

○山鹿岬

仲哀天皇紀、既而導海路自山鹿岬、廻之入崗浦也。あり。山鹿岬ハ也。末加能三左水之訓、和名抄七卷、信濃國諏訪郡山鹿也。末加、同書一

卷二、岬唐韻云、岬山側也。古狎、名義ハ鹿、由有て負せし。又日本私記云、三左水とあり。肥後志一、卷云、其例あり。委くハ、さて無題詩集、過山鹿三崎詠之、秋蓮禪。

雲海沉沉望自由、聞名蓬島不遙求。潮穿沙岬松根露、廬守山畦稻穗秋。眺々望山阿處々有田畝 及老何堪羈旅

路當晴迎見往來舟、未全衣錦歸鄉土。舊友莫嘲貧薄愁、そあり。先哲説、遠賀郡山鹿村北一里、岩屋村あり。有毛村ハ屬以、其北出埼を岩屋埼と云。是日本紀ハ謂ゆる山鹿岬なり。又云、岩屋浦、東海辺、馬ヶ浦とて平なり。石有て、恰

あり。又脇田浦、西ハ洞山あり。洞口方一間半、窟内奥ハ入事五間許あり。懸と岩を穿てるが如く。又其東ハ大岩窟あり。



是も穴、口一間半、奥は八間と五間許あり。其辺はまぢろく  
と云岩山あり。そこは長六間、横三間許の窟あり。

○崗浦ツカノウラ

仲哀天皇紀云、自山鹿岬廻之入崗浦やあり。崗浦ハ、乎加能

宇羅と訓べし。和名抄一卷云、岡丘也。正作崗。まじ丘、周礼註云、土高曰丘。音嶋和名乎加と見えあり。

さて此浦ハ、岡郷の浦々を云名小て、内浦高倉の邊より。糟ツカ

塚黒山粟屋大城若松の間までの事々聞ゆ。さきも何ぞと

一處を指て云べき名小ハあはれ。今、芦屋津を古の崗浦の

由なき事をあはれと。是ハ正しく後ハ沙の吹寄多

るが。北はさし出て今の如くはなせりと聞ゆれをいひ

あり。沙地の北は指出るはつきて、人家も漸々ヨうつま

そのなるへし。さきを人家ハ古くより多かりしみてとあ

るへし。な不芦屋浦、件ふも聊

○夜久ヤク駅エキ

延喜兵部式云、筑前國夜久駅馬十五疋とあり。夜久ハ、也俱

と訓べし。名義詳ならず。初名抄云、丹波國天田郡夜久。又大

國史格式其外の書にも見之あり。我友香月氏云、夜久と

云地名ハ早くより駅のある處にて、其字音のまじり地名

をヤクと唱へある物。さて夜久駅趾今ハ詳ならずれども。

夜久と云地名ハ今の上津役引野兩村の間の事と聞ゆ。役

と云名を上下に分て、上津役村今も遠賀郡にあり。上津役

ニ、又分て下上津。下津役と云ハ今存せざれども。古駅道筋

引野村内はありと云を。是必古、下津役なるべし。是より西

ハ遠賀郡吉田村に至る。東ハ豊前國到津駅あり。此駅は来



ある道筋。今、黒崎駅より南方山付に有る古道と云。到津より夜久の間三里餘ありべし。序云。延喜式に独見。夜久島を独見と云ハ必豊前に到津より此夜久駅に未あるまでの間又ありむと思へりかど。サをありハ路程ありさ  
きむ。こハ不異處にありべし。さて旧記に竹尾古城と云ハ。遠賀郡上津役村にあり。麻生左衛門大夫鎮里に居城あり。永禄十年七月八日麻生榎津隆實に宗像大宮司氏貞が家臣白部八郎貞保に力して此城を攻落せり。

○埴生郷

倭名抄に遠賀郡埴生にあり。埴生ハ波布に訓べし。埴生と云ハ諸国に多き地名あり。何れも波布と唱ふれを爰にも志す。訓へきりとも思へり。宇佐宮記に羽生とあり。又中比垣生と書てハブと唱へ来多きを先ハブとハ訓つ。又和名抄に駿河国安部郡埴生に及布と云訓も見之あり。埴生をハブと唱ふ訓ハ土師をハジと名義ハ埴地なるを以て負せあるべし。

し。和名抄一巻に埴。和名云。土黄。而細密曰埴。常職。及和名波爾とあり。對馬島に羅御八幡濱ハ幡官鯨口。銘云。筑前州埴生郡杉守ハ所大明神。さて宇佐宮記に將軍家政所下筑前國明神十五所大明神。さて宇佐宮記に將軍家政所下筑前國粥田庄羽生庄内貞清所領。可早以時貞為地頭職事。右件庄内貞清子息等為地頭之處對捍造宇佐宮課役依其過怠為徵傍輩停止彼等職。以時貞所補任地頭職也。任人直義知不可違失之状所仰如件。建久三年十一月十一日。安主藤原判在  
知家事中原判在。令民部少丞藤原判在。別當前因幡守中原朝臣判在。前上総守源朝臣判在。今も遠賀郡垣生村あり。此邊の數村ハ埴生郷内なりしなるべし。古本九州軍記七卷。天正七年安樂平合戦。垣生年人云人見えあり。天正比の人なり。さて旧記に垣生人家より西に羅漢山とて小山あり。其側に岩窟三あり。



中窟ハ奥間方一間半。次の間ハ方七尺あり。多く石佛を安置し。左右の二窟ハ奥間一間半。五尺余あり。次間ハ方五尺あり。奥高さ五尺。口高さ四尺許あり。二窟共々同じ。是又奥間又石佛あり。一つの頃いりなる人曼を作す。あや志り。城とあり。又垣生村の西續。又上底井野村あり。そこは猫城として古城趾あり。旧記ハ猫城初ハ麻生氏の出城なりしを。天正六年遠賀河より西ハ宗像大宮司の手より入る。其家臣吉田倫行猫城の城番あり。天正八年五月鞍手郡鷹取。城主毛利兵部少輔鎮實立花城立の勸。又依て鎮實自猫城を攻む。是は因て城兵狼煙を上し。かを宗像の助勢浅木。暇手より寄来あり。鷹取勢を今許斐川より追ふ。事見之。多し。宗像助軍ハ吉田少輔六郎貞永。占部下総貞康。石松源次郎貞次。ハ榎對馬。城兵助軍一。成て。一千五百。余人。今許斐河端。ハ二百人許を討取。

○岡田宮

古事記中卷 神武天皇 又。即日向癸幸云云。於筑紫之岡田宮

一年座 書紀 元年十月有一月 甲 乙 あり。岡田ハ乎加多々訓

べし。和名抄六卷。山城国紀伊郡岡田。乎加多。同書六卷。豫郡岡田。乎加多。山城国風土記。山城国岡田之賀。名義ハ。茂。延喜式。根津国武庫郡岡太神社。なまともあり。名義ハ。廣岡。田地の有。又依て負せらるべし。紀伊国牟婁郡。さ。て此宮の旧趾。今詳ならず。遠賀郡ハ常足がきめる處あり。か。りて多つあきとも。岡田宮の趾と。近きころりなきを。年ころ心。か。り。さ。い。ま。見。あ。ら。は。し。

○恒前郷

和名抄。遠賀郡恒前とあり。恒ハ垣を誤さるなり。垣前ハ。加支那幾と訓へし。名義い。詳ならず。高倉神社縁起。ハ神功皇后海邊ありて一夜。千本松を埴給ひて。其處を埴崎松原といひ。其内を遠賀庄と名付く。とあり。い。う。あ。







養一奉るふりありむ。佛ハあるふたす。一乃以なり。兼て説  
経をもせむやといへむ。つねに聞てさる事なりとて。ま  
さゆきや候といへむ。此佛供養一奉らむとさるをのこな  
るべし。おけ高くをせんとあるもの赤髭あり年五十をか  
りなる。太刀をさきき。ぬききて出来あり。こあるへとい  
い此といへむ。庭中又参て居ある。又つねに彼らと  
何佛を供養奉むとせむといへむ。いり下り奉らむと  
る。とり。こいり。又あるべし。ここと人の供養  
一奉るを只供養の限りをさる。と思へむ。候り。何佛  
さゆきまら。が供養一奉らむと云。さていり。何佛  
とあり。奉らぬ。こいへむ。佛師こそあり。候らぬ。り。あ  
あや。り。れ。ど。け。ま。さ。も。ある。ら。む。此。男。佛。の。御。名。を。忘。さ。ぬ。  
る。な。む。む。と。思。ひ。て。其。佛。師。ハ。い。つ。く。な。り。ある。と。い。へ。を。忍  
い。の。い。寺。又。候。ふ。と。い。へ。を。さ。近。り。なり。ふ。べ。と。い。へ。を。此  
男。婦。入。て。よ。ひ。て。来。あり。ひ。つ。る。な。り。法。師。の。ふ。と。り。ある  
か。六。十。を。り。な。り。な。り。あり。物。又。心。得。あり。む。ら。し。と。見。え  
あり。出。来。て。ま。さ。ゆ。き。な。り。び。て。居。ある。ふ。此。僧。ハ。佛。師。り  
と。と。い。へ。を。さ。又。候。と。り。か。乃。さ。ゆ。き。が。佛。や。造。り。と。と。い。へ  
を。造。奉。ら。む。り。と。云。幾。頭。造。奉。ら。む。と。と。い。へ。を。五。頭。造。奉。ら。む。り  
と。と。云。さ。て。それ。ハ。何。佛。を。造。奉。ら。む。と。と。い。へ。を。え。あり。候

ハ。以。と。答。ふ。あ。ハ。い。り。な。り。さ。ゆ。き。あり。ず。と。り。佛。師。あり  
り。ハ。多。か。あり。む。そ。と。い。へ。む。佛。師。ハ。い。り。で。り。あり。候。を。む。  
佛。師。の。あ。り。や。う。ハ。候。り。以。と。い。へ。を。さ。ハ。多。か。あり。む。そ。  
と。い。へ。を。講。師。の。御。坊。こ。そ。あ。り。せ。給。ハ。め。と。り。か。こ。ハ。い。り  
な。と。と。集。まり。て。笑。ひ。の。あ。り。を。佛。師。を。ら。ぬ。ち。て。物。の。や  
う。あ。い。も。あ。り。せ。給。ハ。さ。き。と。立。ぬ。こ。ハ。い。り。な。り。事。を。と  
て。尋。ぬ。れ。を。早。う。只。佛。造。奉。ら。む。と。い。へ。を。只。ま。ら。が。あ。り。か。て  
齋。の。神。の。冠。と。な。き。や。う。な。る。物。を。五。頭。き。ざ。と。ぬ。ら。し。供。養  
一。奉。ら。む。講。師。と。て。其。佛。の。名。を。つ。け。奉。ら。む。り。り。夫。を。と  
ひ。き。く。て。を。か。り。か。り。中。あ。り。同。ト。功。徳。あり。な。り。逆。を。と。き  
き。あ。や。の。もの。と。と。い。へ。を。東。鑑。四。卷。元。暦。二。年。三  
布。有。の。事。と。と。を。侍。ける。なり。月。廿。四。日。於。長。門。國。赤。間。関。壇。浦。海。上。源。平。相。逢。各。隔。三。町。漕。  
向。舟。舩。平。家。五。百。餘。艘。分。三。手。以。山。峨。兵。藤。次。秀。遠。并。松。浦。黨。  
等。為。將。軍。挑。戰。于。源。氏。之。將。帥。及。午。尅。平。氏。終。敗。傾。七。月。十二  
日。鎮。西。事。云。云。平。家。没。官。領。種。直。秀。遠。等。所。領。原。田。坂。井。山。鹿



以下所處事被定補地頭之程者差置沙汰人心靜可被歸浴  
之由今日所被仰遣參州之許也宗氏家譜云其祖清盛者白河  
帝子也云云文治元年乙巳三月源義經帥師入長門州攻赤  
間關城拔之平氏諸軍戰敗知盛投海而卒是時根緒城亦陷  
奇藤兵庫抱鬼王九脫圍而逃去使乳母惟宗氏抱以匿于山  
中其後惟宗氏抱鬼王九到筑前州見山鹿藤次請為侍妾以  
供灑掃之後藤次曰源次新執域內之兵權深探平氏之遺族  
今汝所抱之兒若平氏之族則吾施撫育之恩心不得免他日  
禍汝若欲主吾便須詳說是兒之氏族惟宗氏對曰妾便撰津  
州難波之產失愛於夫婿漂泊而無所依履轉山陽以到于此  
若使吾兒得長于君家則妾身雖死不怨言說嗚咽藤次亦為  
動容以惟宗氏為侍妾養鬼王九以為己子鬼王九既長于藤  
次家其後武藤筑前守資賴為鎮西守護赴太宰府時藤次饗  
資賴於芦屋飲宴之中語養鬼王九之事資賴召鬼王九於宴  
席見容貌之威重而知非九庸召惟宗氏竊問鬼王九之氏族  
惟宗氏即以實告之資賴平氏之家臣盜物太郎弟也故聞惟  
宗氏言有欲愛養鬼王九之情言曰今吾聞此婦之所言知此  
子之氏族其親族便吾舊識也吾欲養此子以不失旧識之親

而強請携之其到太宰府養鞠以為子名之曰武藤判官知宗  
知宗以惟宗為自家之姓故稱曰惟宗或曰惟宗判官とあり  
藤次事ハ初山鹿郷にあり今湊を隔て葦屋浦の人家に向  
論へる如しなり今湊を隔て葦屋浦の人家に向  
へる所を山鹿村と云城跡ハ人家東南二つり山鹿郷と  
云ハ今島郷二十村を云東西長三里餘南北横一里あり南  
と洞海水帯の如く流き多り故二十村ハ島なり山鹿  
人家  
四百軒許あり城山より東數町大君と云處あり是安徳  
天皇の頓宮のあとありさて山鹿の波多野氏ハ狩尾神社  
神官なるカ麻生氏時の文書數通持傳ハあり彼家の日記  
山鹿城主十五代惣頼家麻生上野介貞春十六代兵部大  
輔貞益第九郎貞繁同四郎武家貞春養子甥上野介鑑益十  
八代撰津守隆實麻生末孫義助家清家正家實元重六代目  
号上野介とあり徳德太平記七十二卷ハ帆柱城ハ在ける  
麻生重郷山鹿の城麻生元重等ハ初より中国荷擔の者な  
とあり



○宗像

倭名抄云、遠賀郡宗像あり。是ハ必郡名の此處ニ混入、多  
る物なるべし。例あり。和名抄九卷ニ豊後国海部郡日  
田とあるハ、郡名の混入ト多る

遠賀郡内ニ宗像と云處昔も今もある事なし。古代神事  
帳ニ穴生、

宗俊と云處見之あり。是ハあはあはぬ。此神事帳ハ前後切  
て見えざらば、高見宮帳なるべし。

○内浦郷

高倉村吉田家古文書ニ内浦郷并白濱代官職之事任歎訴  
候有限諸公役等以前規之旨令沙汰可被存知事肝要候恐  
々謹言十一月十五日吉田彦三郎殿氏貞判和名抄云遠賀  
郡内浦あり内浦ハ宇都羅々訓べし名義ハ入江の内ニ

在る浦と云意なるべし。今と遠賀郡内浦村あり。地理を以

て考ふる。内浦郷ハ今の岡郷を惣て云名なるべし。内浦

村ハ岡郷西端ニあり。筑前早鑑と云物ニ遠賀郡内浦村の

傍ニなざりと云小村あり。内浦濱ノ近處なり。平家物語ニ

記せし名切の宿駅ハ此處なるべしとあり。常足ノ見あり

平家物語ニ此事見え終なるをさて此辺又吉木村の龍王

城手野村の兩乞城として古城ニあり。何きも城主志は貝

原翁云内浦村ハ昔入海有し故内浦と云吉木村下より西

方天野内浦の辺までハ皆入海なり。故今又田底あり。蛤

蠣の殻の出處あり。手野村内ハ大磯小磯磯原など云處  
あり。山際ハ波の穿てる石あり。又三吉村の内ニ塩濱と

云田字あり。是皆往昔入海有し證なり。又此辺名切宿とて  
昔宿駅有し跡あり。其前ニ小橋あり。是を京橋と云。昔京都

と往來せし道なり。此名ありと云。又内浦村ニ龜石太夫  
とて猿樂舞をる者あり。宗像郡田島社ハ毎年の八月十

五日猿樂をつとむ。笛鼓等皆田島者  
ハつとのれ昔よりかくの如し。



○葦屋津

無題詩集七卷又宿葦屋泊叙蓮禪

眇邈水行心苦念時昨留今駐蜀春風渡林鶯咽殘花底阿

岫鷗眠落日中月往事難忘雙袖淚有注とあり浮生弥論一舟

夢自憐自笑深毫記斯泊三為往及躬

藤原周光

涉嶮乘危歸思念前程早晚達華風雲帆忽落嵐狂後水

梗遠漂浪激中江縣緣邊同昔見家鄉案內入霄夢數廻

經遇人知否西海屢為遊蕩躬度口往及此泊事見下本章

著葦屋津有感叙蓮禪

沙月渚風秋皓々自然遊子感吞胸向津上下客舟集分

岸東南民戶重夾岸二庄土民比屋云土俗每朝先賣菜黃瓜紫茄土民賣之

故釣漁終夜幾燒松漁舟篝火終夜燒松也不圖再到過於此地思舊

欄干淚忽降往年隨養親路次此泊今又来故云

ぞあり葦屋ハ阿志也と訓べし名義ハ海人の葦のまら屋

なと造て住まへ處なるに依て負せしりや聞ゆ延喜式に撰津國葦

屋駅又和名抄七卷に陸奥國安積郡葦屋姓氏録に撰津國

諸蕃葦屋漢人又和泉國諸蕃葦屋村土なとも見之あり又

和名抄六卷に撰津國兜原郡葦原とあると葦屋を誤るものなり散木集六卷に葦屋と云

處にて琵琶法師の琵琶を引けるを不のゝささてむり  
しをたもひ出らる事ありて散木集ハ俊頼の家集なり



流来る不どの零は琵琶の音を弾合せても濡る袖哉  
濱は網の見ゆるを見てよめる。

吹迷ふ風ととよぬ網の目より涙の浮なまらん  
雨ふりりれを苔と云ものをふくを見てよめる。

我袖は首引掛け舟人よ涙の雨のところせき身ハ  
夜をまかす思ひつゞけてよめる。

筑紫舟うらむを積て戻るふも葦屋のぬてもあらしぬ  
をぞとる

一本は二句うらふ不又うらふ不とあり。五句あらしぬと不  
たふとあり。此一首聊解十句の句。俊頼卿父大納言経信  
卿太宰府にて身まかり給へる比の事。慈鎮拾玉集。

唐土の空も一は見ゆるまで葦屋の沖をぬる月影  
まいたあし集。

行とまよる心筑紫の哀さハ葦屋の里の松はゆふろれ  
ま。

津國の葦屋を出し心こそ此葦屋よとかりさうられ  
平家物語八巻。住吉箱崎香椎宗像伏拜。主上只旧都還  
幸と耳そ祈らまけり。垂見山鶴濱など云峻き嶮難を凌せ  
給て。渺々ある平沙へぞ赴まけり。何習ハ一の御事なまを  
御足より出。血ハ沙を染め。紅袴ハ色をまし。裾紅ふぞ成ま  
ける云云。原田大夫種直ハ。二千餘騎して京より平家の御



従<sup>ト</sup>又參<sup>ル</sup>。山賀兵藤次秀遠數十騎<sup>ハ</sup>。平家御迎<sup>ニ</sup>參<sup>リ</sup>ける。  
が。種直秀遠以外<sup>ニ</sup>不和<sup>ナリ</sup>。れを。種直<sup>ハ</sup>惡<sup>カ</sup>かりなむと  
て道よりひき返<sup>ス</sup>。其より葦屋津と云處を過<sup>サ</sup>せ給ふ。  
と。是<sup>ハ</sup>都より我等<sup>ガ</sup>福原へ通<sup>ヒ</sup>し時。朝夕見馴<sup>シ</sup>里の名  
なきを。何き此里よりと懐<sup>カ</sup>しとて。今さら哀を催<sup>サ</sup>ま  
ける。寛喜三年四月<sup>宗像神社下</sup>。官符<sup>ニ</sup>。但於<sup>テ</sup>大小七十余社之修  
理用途者。往古已来以葦屋津新宮濱漂濤之寄物。致<sup>シ</sup>沙汰云  
云。梅松論下卷<sup>ニ</sup>。尊氏將軍の事を云件<sup>ニ</sup>。内海行程一日筑  
前國芦屋の津<sup>ニ</sup>。著<sup>ル</sup>ふ云云。三月朔頼尚先陳を秉<sup>テ</sup>。芦屋  
津を御立有<sup>テ</sup>。宗像大官司<sup>ガ</sup>宿所へ。酉の刻<sup>ニ</sup>。御著<sup>ル</sup>ある。宗

祇筑紫紀行<sup>ニ</sup>。かくて程もた<sup>ク</sup>葦屋<sup>ニ</sup>なりぬ。真砂高くし  
て山の如<sup>ク</sup>なる。小松<sup>ニ</sup>只む<sup>ク</sup>立て寺々あ<sup>リ</sup>。見<sup>エ</sup>る。  
民の家居あまの苔屋<sup>カ</sup>す<sup>ク</sup>。河の向<sup>ヒ</sup>ハ山連<sup>テ</sup>てさ  
よ<sup>ク</sup>見<sup>テ</sup>か<sup>ハ</sup>き<sup>ヲ</sup>り<sup>カ</sup>。時雨い<sup>サ</sup>。打<sup>ク</sup>き<sup>タ</sup>月  
夜のさや<sup>ハ</sup>指<sup>登</sup>りある<sup>ナ</sup>。つ<sup>ラ</sup>り合<sup>セ</sup>る<sup>ヤ</sup>り。  
なごの塩<sup>ヤ</sup>きと云<sup>ル</sup>る<sup>ハ</sup>。立<sup>カ</sup>き<sup>テ</sup>哀<sup>サ</sup>増<sup>タ</sup>ま<sup>ス</sup>。  
塩<sup>ヤ</sup>ぬ葦屋の秋<sup>ヲ</sup>哀<sup>ナ</sup>る<sup>月</sup>や煙<sup>ヲ</sup>厭<sup>ヒ</sup>そめ<sup>ケ</sup>む  
草根集<sup>ニ</sup>。徹書記。  
心<sup>ヲ</sup>よ浮寐<sup>ノ</sup>のよ<sup>ハ</sup>見<sup>ル</sup>夢<sup>ヤ</sup>葦屋<sup>ノ</sup>灘<sup>ノ</sup>荒<sup>キ</sup>潮風  
な<sup>ト</sup>あり。又猿樂<sup>石</sup>謠<sup>ニ</sup>。葦屋<sup>何</sup>某<sup>三</sup>年都<sup>ニ</sup>留<sup>テ</sup>。故郷<sup>事</sup>心



元なく思ひて、夕霧と云女を葦屋に下り、其女下、著て主人の妻と共に砧を打し事を造り、當郡館屋敷村砧姫社と云、又彼村と云、さて此葦屋浦ハ、仲哀天皇紀ハ、岡浦とある内の一處ありて、上古ハ漁人家葦屋、本村の邊にありしなりむ、さきとも漸々今ノ如く東北ハ沙地指出来、人家も多し、水門方ニ移りしなり、無題詩集の趣ニ因て考ふる。其比早く今、土地ハ人家ハ移りたり。此津ハ古寺多し。金臺寺観音寺尤古し。客船の集まる處なれを、諸物之のあり、又そこより寺中町と云、そのあり、數十家あり、能歌舞をなす、藝を諸國に賣て、妻子を養ふ、世俗是を葦屋念佛と云、初ハ九品念佛の之を業とせし故あり、旧記ハ葦屋ニ釜を鑄る良工あり、下野國天明釜よりと精巧なり、其鑄物師ハ大田

氏ありて朝廷より受領官を賜ひ、葦屋釜と云て其名天下に著し、葦屋向ひなる山鹿里に住りし故、山鹿左近丞と号し、東山殿中坂のりな風呂を鑄させらる、由、利休録に見之、多し、此人の子孫早良郡銘濱に移り、後又博多に移り、葦屋の鑄物師ハ寛永の比に絶多し、さて初ハも度々云るか如く、今の葦屋地を本村のり多し、廣まりて出来ある地なるを、神武天皇、又仲哀天皇の御時より有て、岡浦とも岡津とも、岡水門とも云ハ、則今の葦屋地なりと云、古書の趣と地理とを委く考へざる説なり、古風土記ハ、大江口と書、其比もて今の如くせまき水門といきこへざるをや、永禄十一年の秋、筑前葦屋合戦の事あり、是ハ中国の毛利勢と大友勢との合戦ハ、大友勢討勝あり。

○勝水庄

東鑑十六卷ニ、正治二年二月二日、今日出御、御所侍、仰波多野三郎盛通、被生、虜勝水七郎則宗、依為景時、餘黨也、是多年奉昵、近羽林之侍也、相撲達者筋力越人壯士也、盛通進出則



宗之後懷之。則宗振拔右手拔腰刀。欲突盛通之腹。畠山次郎重忠折節在傍。雖不動坐。捧左手取加。則宗之券於力。膊不放之。其腕早折畢。仍魂固然而輒被虜也。即給則宗於義盛。義盛於御厩侍問子細。則宗申云。景時可管領鎮西之由。有可賜宣旨事。早可來會于京都之旨。觸遣九州之一族云云。契約之趣。不等閑之間。送狀於九國輩畢。但不知其實否之由。申之。義盛披露此趣之處。暫可預置之由。所被仰也。同書十七卷。建仁元年十一月廿九日。今日景時餘黨勝木七郎則宗被除囚人。号被返下鎮西。同書廿七卷。寬喜二年二月六日。鶴岡別當法印參御所奉盃酒。相州參給駿河前司已下數輩侯坐。爰上

綱具參兒童。童中有藝能拔群之者。依仰數度。翻迴雪袖。滿坐催其興。將軍家又御感之餘。令問其父祖。給法印申云。美久兵乱之時。不圖被召加官軍之。勝木七郎則宗子也。被收公所領之間。則宗妻子恩從。悉以離散。其身已立山林云云。武州尤不便之由。申給。彼則宗者。正治之比。与同平景時之間。被召禁畢。適蒙免許。下向本所筑前國之後。候院西面云云。八日勝木七郎返給本領筑前國勝木庄也。此所中野太郎助能為兼久勲功。賞雖令拜領。依被賞子息兒童給。則宗畢。あり。勝木ハ加都伎之訓。べし。名義いよ。考へ。以。聖光上人傳。加月庄と。書く。付て。さよ。説。さて。遠賀郡香月村内。則宗の。托。ある。論の。限。又。あり。以。



宅趾と云處あり。今ハ圃と云々。又舊記ハ香月城主。香月  
庄司秀則。秀則子香月七郎則宗。則宗子七郎則定。則定子三  
郎左衛門則明。則明子七郎則國。則國子三郎左衛門則實。則  
實子三郎左衛門則道。則道義子五三郎則村。二男三郎左衛  
門則次。云云。遠賀鞍手兩郎及豊前國田河郡内。則  
宗。後亂。之稱。を。る。ま。の。往。々。あり。遠賀郡陳原ハ香月庄司  
ひ。一。處。なり。故。ハ。陳原と云。應永戰。覽記。ハ。豊前。士。香月。右馬  
允。秀。則。と。ある。も。此。香月。の。支流。あり。と。聞。ゆ。則。宗。父。秀。則。と  
ハ。同名。異。人。なり。宗。像。軍記。ハ。大内。家。より。畑。城主。香月。兵部  
少。輔。貞。則。ハ。次。男。香。月。次。郎。左。衛。門。隆。光。ハ。黒。川。刑。部。少。輔。ハ  
代。と。して。宗。像。郡。名。残。城。ハ。つ。か。ひ。以。宗。像。是。を。西。郷。移  
て。是。を。尊。て。西。郷。殿。と。そ。申。け。ふ。香。月。次。郎。隆。光。ハ。大。内。義。隆  
自。殺。の。時。大。宮。司。氏。男。と。共。に。自。害。して。後。ハ。領。地。ハ。城。ハ。河  
津。撰。津。押。領。せ。り。又。云。香。月。三。郎。左。衛。門。則。道。ハ。元。弘。の。亂。ハ。河

少。貳。ま。ハ。大。友。よ。つ。き。或。時。ハ。菊。地。に。從。ふ。西。征。將。軍。官。下。給  
ふ。時。武。藏。國。住。人。勅。使。河。原。某。御。供。下。下。了。此。時。則。道。女。子  
の。と。なり。り。れ。を。勅。使。河。原。か。子。を。養。て。聳。と。以。是。を。香。月。五  
三。郎。則。村。と。云。則。西。征。將。軍。官。ハ。仕。ふ。後。ハ。一。瀨。村。城。を。つ。き  
て。是。に。居。る。則。道。後。ハ。男。子。出。來。て。三。郎。左。衛。門。則。次。と。云。則  
村。妻。弟。なり。是。を。畑。城。に。置。く。や。が。て。則。村。と。不。和。な。り。畑  
一。瀨。度。々。合。戦。に。及。ぶ。さ。と。畑。城。弱。き。に。依。て。家。人。多。く  
ハ。一。瀨。に。つ。く。是。に。因。て。則。次。大。内。義。弘。を。頼。り。て。周。防。に。ゆ  
く。此。時。畑。城。ハ。絶。多。り。一。瀨。城。ハ。則。村。子。義。則。麻。生。氏。の。聳。と  
成。て。後。ハ。麻。生。を。姓。と。し。則。次。五。代。孫。を。香。月。七。郎。大。夫。則。貞  
と。云。其。前。三。代。ハ。大。内。氏。の。家。臣。ハ。て。山口。に。あり。文。明。十。三  
年。六。月。大。内。義。真。か。の。則。貞。を。香。月。庄。に。遣。は。す。畑。城。を。修。め  
て。再。香。月。家。を。真。以。則。貞。子。則。秀。則。秀。子。則。光。則。光。子。則。定。代  
々。畑。城。に。居。る。其。子。孫。相。續。て。香。月。庄。に。在。り。天。正。十。五。年  
此。國。ハ。早。川。隆。景。に。給。り。時。  
其所。領。を。失。て。民間。に。下。と。云。り。

○木夜郷

倭名抄。遠賀郡木夜とあり。木夜ハ今詳ならず。古也と訓



て鞍手郡水屋瀬の邊ともをべりれと。和名抄は木を古の  
假名に用ひある例なれをいひたり。あふひていたを木ハ木の誤  
て和屋ともをへき。和名抄の郷名は木字を用ひある事  
あり。さて當郡芦屋の本村は栗屋と云處あり。こゝせめて  
いふ  
あり。

○鶉濱

平家物語八巻に垂見山鶉濱なや云峻き嶮難を凌がせ給  
ひて。渺々ある平沙へを赴給る。宗祇筑紫紀行にうつ  
濱や云々かききを鐘のさき大島なと云と見ゆ云云。松  
原遠くつらなりて。宮崎もいってたとり侍らむと見  
ゆるハ。たふひなれと名處なれをあひて心とす。

名處方角抄に鶉濱岡のつらきなり。是と北ハ海あり。此濱  
をゆけむ。宗像へ出るなり。尾花の波なとよあり。懐中抄に  
狩とハ思ひぬ旅をいふなれを鶉濱をば行暮ら  
和尔雅一、下巻に遠賀郡鶉山鶉濱なや見之あり。鶉濱ハ則  
内浦濱を云なり。葦屋浦より西方内浦濱まで三里の間。海  
邊に松原打續きて。めつらき處あり。此松原を岡松原と  
云。筑前五所松原の一なり。海路記に岡松原ハ仲長天皇山鹿岬を廻り給ひて御舟をま  
る時一夜内松十本を植て男神女神を祭給ふ。夫より御  
舟進くと云傳多し云云。君が代よそへてを見るつら  
しある岡の小松の数のさうハ。とあり。此奇ハ何日出る  
るを引ふ小や。さて岡松原と云ハ。原村より黒山村まで長  
さ一里の松原なり。横四五町。或二三町ありて。其間ハ岡あ  
り。故岡松原と云と云る説ハ違へり。岡と云名を是より西



南、方山、近き處より起まる名と聞ゆ。今の松原ハ後、沙の吹寄、のつもれるものなるを、又神功皇后此より御船をとり、め給へる時、松を植て垣として、北風を防給ふ故、又垣崎、御と云と云、説あれど、此邊ハ、へて内浦、御内と聞ゆれを、此説も、うけか、し。古本九州軍記六卷、天正の初夏の比、初浦と云所、又唐船一艘、流寄る、千野、富人、吉田、越後、件、の船、見物の、舳、又、ま、く、あ、し、家、子、即、從、引、具、一、乘、移、り、一、人、も、不、残、切、殺、し、積、ある、財、宝、荷、物、悉、く、奪、ひ、とり、て、越、後、ハ、弥、富、貴、の、あ、き、  
あり。

○垂水山

平家物語八卷、住吉箱崎香椎宗像伏拜、主上只奮都還幸とのゝそ祈られける。垂見山、鶉瀨など云峻き嶮難を凌かせ給ひて、渺々ある平沙へを赴き、何なるは、この御事なれを、御足より出る血ハ沙を染め、紅の袴ハ色をまし

白袴ハ裾紅の色を成よける云云。原田大夫種直ハ二千餘騎、  
おて京より平家の御供に参る。山賀兵藤次秀遠、数千騎、  
て、平家の御迎に参ける。種直秀遠以外の外、不破なりけ  
し。種直ハ、悪かりなむとて、路より引返を、宗像神社正和  
二年正月、文書、一山口、事、古山口山、垂水山、山田山、於彼山  
之口者、更非制之限云云。宗像神社、天正六年置札、弘治三年丁  
巳卯月廿四日子刻、自御内陳、放火有云云。同刻、夜風荒吹、餘  
火之至、處限垂水峠、雖哀慟天地、無其甲斐、な、や、あり、垂見又  
垂水共、多流、美、訓、べし、名義ハ山、下、水、の、下、垂、落、る  
處をいふなり。延喜式、根津國豊島郡垂水神社あり、  
万葉集七卷、奇、石流垂水、水乎云云、同書ハ



卷、奇、石、激、垂、見、之、上、乃、云、云、と、見、之、多、り、是、等、も、摂、津、  
 國、豊、島、郡、なる、を、云、なり、和、名、抄、八、卷、に、播、磨、國、明、石、郡、垂、見、  
 多、留、美、美、作、國、真、島、郡、垂、水、同、書、九、卷、に、  
 讀、岐、國、那、珂、郡、垂、水、に、多、留、美、と、あり、  
 遠、賀、郡、内、浦、村、の、内、に、て、宗、像、郡、田、島、方、より、内、浦、村、又、出、  
 る、山、間、なり、南、北、の、高、山、あり、南、を、孔、大、寺、と、い、ひ、北、を、湯、川、  
 山、と、云、山、間、道、則、古、の、官、道、なり、是、より、東、鶉、濱、と、つ、く、な、  
 り、此、處、に、塚、あり、て、聊、の、峠、あり、東、に、遠、賀、郡、西、に、宗、像、郡、池、  
 田、村、内、なり、  
垂、水、より、北、方、初、浦、上、又、牧、趾、あり、埴、有、て、甚、廣、  
と、云、湯、川、山、の、昔、牧、あり、し、と、云、山、西、に、牧、大、明、神、社、と、云、  
と、あり、里、老、の、語、傳、に、昔、此、牧、より、名、馬、牧、を、多、く、出、せ、り、頼、  
朝、公、の、時、に、大、黒、小、黒、と、云、し、馬、と、此、處、より、出、せ、り、と、云、此、  
處、又、今、大、黒、崎、小、黒、崎、な、と、云、處、と、あり、  
 ○垂、間、野、橋、

藻、塩、草、に、筑、前、國、多、く、野、の、橋、又、懷、中、抄、に、  
 島、傳、ひ、門、渡、る、船、の、梶、間、より、落、栗、や、多、る、ま、の、は、し、  
 和、尔、雅、一、下、卷、に、遠、賀、郡、垂、間、野、橋、な、り、と、あり、夫、水、集、小、に、筑、  
 前、た、る、玉、の、ま、し、と、あり、貝、原、翁、云、多、る、ま、の、橋、に、遠、賀、郡、  
 葦、屋、と、山、鹿、と、の、間、南、北、に、渡、せ、し、橋、なり、今、に、な、し、橋、の、有、  
 り、處、に、今、船、渡、る、處、より、一、町、許、西、に、あり、今、も、そ、こ、を、橋、  
 元、と、云、其、邊、を、今、に、田、熊、と、云、葦、屋、内、なり、其、南、野、を、田、熊、野、  
 と、云、今、船、渡、の、處、廣、さ、百、二、十、五、間、あり、故、に、橋、を、い、と、長、か、  
 り、由、云、傳、に、あり、其、橋、下、を、大、船、た、が、と、通、り、と、云、  
元、年、秀、吉、公、朝、鮮、に、軍、勢、を、渡、し、給、ふ、時、葦、屋、と、山、鹿、と、の、間、  
の、湊、に、船、を、集、め、て、渡、海、せ、せ、り、池、田、備、中、守、長、吉、其、事、を、  
文、禄、



司とより。此邊近世まで入海深くして。大船ふと滞なく通  
ひしと云。云。常足按るふ。あるまの。橋と云物。古き世の  
物ふも近世の物ふも。きさく見えある事なけきを。只ある  
らくの間のくか。きしなるべし。島傳云云の哥ハ。洞海よ  
り来ある船の趣と聞えて。土地のさる  
よきよくかあへり。な不よく考ふべし。

○浪懸岸

夫水集云。太宰大貳高遠。

浪懸の浦の寐覚といつて。く物思ひさふ雁かぬの声

同集云。祐拳。

松の根<sup>モト</sup>頭<sup>カ</sup>よりけり年を経ていかに崩ぬ浪懸の岸

懐中抄云。

我袖の濡るを何と譬よし浪懸の岸せよなりせバ

和尔雅一下卷云。速賀郡浪屋<sup>カ</sup>岸浦今日柏原浦なぞ見え多

り。西北方數百里の大洋に向へれを。西北の風あき時ハ

殊<sup>ニ</sup>浪の高く懸る處なれを。頁せくろべし。貝原翁曰。浪懸

岸ハ速賀郡山鹿村内ニあり。民家より乾方五町許。柏原浦

近處云。浪懸と云處ニあり。一ハ山側岸なり。里人是を大浪

懸と云。又少西なる磯際ニ長岩あり。是を小浪懸と云。又云。

の北柏原西一町許海を隔て小島あり。堂山と云。其上の蛭

子。社あり。又地藏堂あり。其西海邊ひくき處廣き石の間ニ

潮の入る處あり。堀切あるが如し。横二間許有て長し。潮満

きハ船なすべし。渡かじし。其西又小島あり。其小島の中

ニ南より北に通ある洞あり。洞内高さ三間半。横三間半。長

さ十一間あり。いとくめつらき物なり。此島ハ二とも長

柏原浦ニつけり。又洞山。西ニ板敷と云處あり。海中ニ長く



如し長三十二間半。横十二間半あり。

○若松浦

宗祇筑紫紀行。移行て筑前國若松浦と云々著ぬ。則此處を志る人麻生の何某兄弟ある寺に迎へせりぬ。片山かけて植多々木陰あり。内外の海を見る。塩屋の煙幕渡り入日影。うつろふ程。又云むかひなし。此二人ハ將軍家ニ奉公の人ニ侍せむ。都の物語こまやかかして。色々の肴求めて。出あるむと小餘綾のいそかきし。さも思ひやうる。盃かさなり。さしぬくる月の光もあふ。今宵ハ十三夜なきを。

名やたふふこよひ志られぬあきの月

前太平記九卷。伊豫掾純友ハ。七月十六日より筑前國黒崎に出張して。舍弟権亮純素が若松柳浦にて敵を支へ戦ふ間。城を構て多てこもる。若松合戦の事ハ。八卷も見えあり。是ハ今の若松ハ。あつと必とばあのうりなるべし。若松と云名ハ。若さ松の多き處なるハ。依て負せいらるべし。和名抄八卷。因幡國ハ上郡若櫻とある。なると同こと。若松浦ハ。遠賀郡島郷の東端ありて。戸畑村ハ指向へり。大船も入る處なきを人家多し。若松と云處。此て前太平記八卷。此若松浦あり合戦の事あり。木不つりなきあり。ちす。

○白島

源平盛衰記四十三卷。元暦二年二月。平家屋島云々。長門國引島著く。如何有べ。つむと審なし。其をも漕出して



浦傳島傳ニ落行たり。白鳥丹生社をも漕過て、筑前國箱崎、  
津ノ著給ひぬとあり。白鳥ハ白鳥の誤なり。引島より箱崎  
までの間の海  
邊ハ白鳥とハ小處ある事なし。丹生社事ハ次よりハ小べし。さて脇田浦又持傳ハある  
文書ニ、白鳥、細代云云。此間百余  
字不詳糺理非則脇田浦申所昨役機  
也。柏原申分非道也。併去年柏原馳走之續与云鑑益様任御  
書之旨、從去年至采年三ヶ年入相可引之由成下知。□□右  
年□□過候者至末代脇田浦可為進退之。從柏原浦不可有綺  
者也。仍為後證、各連判如斯。弘治四年二月廿八日、鎮連判、春  
勝判、益堅判、鎮龍判。脇田浦  
脇浦乃祢男とあり。古風土記ニ、資波  
島とあるも、此島の事なるべく、白鳥ハ雌島雄島とて、二相

並べり。東方なるを雄島とハ、周圍二十町をかりあり。盛衰  
記ニ見之あるハ、此島なるべし。此島ハ白瀧権現社、應瀬明  
神社とてあり。六月十一日ハ是を祭る。是かの丹生社なる  
べき。白鳥ニ島の間六丁半あり。雄島ハ柴木茂く、東南  
の海邊ハ石壁あり。横五十間許あり。其傍の石ハ方二間を  
かり。縁青のある處あり。石中ハ金有て  
此縁青を  
生ずと云昔毛利元就筑紫ニ渡らるる時、此島より十八丁  
許沖方壁島と云處ハ船をわけられハ、乗船の碇岩瀬ニ  
カ、そてあハ、時ハ脇田海人外ガイと云者ハ仰せて是を  
上ノめらる。外十七尋の底又入て碇をあハ、此功ハ依て白  
鳥を外ニ賜ふ。其子孫脇田浦ニ居て、今ハ此島を分ち領す。



○山鹿城

源平盛衰記三十三卷

壽永二年平家太宰府落の件

又兵藤次秀遠具せ

られた筑前國山家城へぞ入せ給ふ云云山家城のい

多御案堵無りる處の惟義十萬餘騎して押寄せと聞之

けれも又取物も取敢ず高瀬舟に乗移て豊前國柳と云處

へ渡入せ給ひりりあり山鹿より若松の筑前軍記略

有兵藤太夫経正者住速賀郡山鹿庄不詳其先祖宇治拾遺

夫伝收まじとあり前太平記三十六卷の兵藤太夫正経と云人見之あり其後以山鹿為氏至壽

永之乱山鹿兵藤次秀遠奉守護安徳天皇遂為平家將軍於

赤間関役落畢志のを豊前長野系圖の鎌倉公文所記曰

左馬允光盛同弟松山藏人信盛等頼筑前國住人山鹿兵藤

次秀遠降参源氏云云と見え又宗氏家譜の平家没落の後

又鬼王丸筑前よ来りて山鹿藤次を頼むし見えあり

されを秀遠ハ後ま下し山鹿は居ありしやたよくか

むう小べし種直秀遠等が所領を没云云右大将頼朝卿平

家追討之後以山鹿兵藤次秀遠跡賜於成勝寺執行一品坊

昌寛昌寛者為源家御祈之師也其後勸修寺一流麻生左衛

門督朝長二男家政為昌寛養子依之昌寛以山鹿庄所々讓

与家政畢是ハ麻生家系図説あり又同説又麻生左門督

十文字郷に下り年月を經て一品坊昌寛が親族の婿と成

て廣綱家政二人をうむ一品坊ハ宇都宮が親族なるよし

見之麻生系圖の宇都宮三郎朝綱子山鹿左衛門尉家政家

政子山鹿左衛門尉時家次山鹿四郎資政資政子山鹿四郎



山鹿又次郎政長政長子山鹿弥次郎時家子山鹿又次郎家

資負資負子山鹿三郎次郎家光長次麻生小次郎資時次資氏次資忠麻生資時子麻生新左

尋次麻生弥次郎時經法名道禪法名其子麻生家方家方子麻生家重時經子麻生次郎家負家負子麻生小次郎頭負

文書判袖下小次郎兵衛尉資時可為筑前國山鹿庄内麻生

庄野面庄上津役御三箇所地頭代職事石人任親父次郎入

道西念今日日讓狀為彼職可令致沙汰之狀如件建長元年

六月廿六日是ハ麻生別家ニ領地を譲与シ了文書判袖下筑

前國麻生庄野面庄上津役郷等地頭代職事右處々亡父資

時法師為末家分令死去畢早守亡父知行任先例可令領知

之狀如件以下文永九年四月廿七日系圖ニ家長子五郎政

家九郎長資彦次郎經長六郎為家四郎家信法名宗信長親

家信子又四郎氏家法名宗妙為家子次郎三郎為政法名覺

忍經長子次郎三郎經政經政子十郎氏長次郎氏經弥四郎

家氏長資子資家家經資家子新藤三政家子親家政親親家

家持弥五郎盛時弥六郎家治子家久政親子新三郎政信新五郎家頭長親子七郎家負孫

後系因いた見すさて麻生家負とあるハ應永比の人の葦屋津金臺寺鐘銘藤原家負とあり序より小金臺寺

の鬼録麻生次郎永禄二年討死よし永正十一年九月云云麻生宮内少輔云云と見え多れとすべて彼寺の鬼録

實名俗名おどをあるさまを委しき事らぬ又系因四郎家信とあるハ麻生記と云えの又麻生近江守家

信とある是りさまごとそれハ家春子と云筑前軍記略云別又系因又時經子家負と云あり未詳云云正慶二年春山鹿筑前守為探題英時之身方楯籠干英

時館之慶為少貳大友等被攻落遂与宗像大官司共降参六六



山鹿筑前守とあり。麻生氏あり。麻生と山鹿を領して  
後山鹿を名のる事勿論あり。さるを宗像記追考と云との  
山鹿城に居住して山鹿左五門と名のり。是より山鹿を以  
て氏とせし。亨禄天文の比ま下と山鹿氏猶存せり。趣  
記せし。委し。か。麻生と宇都宮。緑者となりて。巴紋の  
幕を譲りき。事系図に見えあり。又亨禄天文の比ま下  
山鹿氏を名のる元より麻生なり。早く應永の下知状より  
麻生上総介。麻子山鹿。云云。其夏相摸守高時之一族。規矩掃  
部頭高政。糸田左近大夫。負能等。蜂起。高政。楯篁。于豊前國香  
春城。負能。楯篁。于當國帆柱山城。因之大友氏自為大將。引率  
臼杵戸次酒殿已下。押寄于香春城。次少貳氏亦自為大將。引  
率三原秋月原田山鹿松浦中村等一万五千餘騎。取圍帆柱  
山城。城兵手強防戰之間。寄于先陳宗像山鹿松浦中村等兵。

若干被討而引退。雖然少貳三原秋月原田相代而攻撃之間  
負能開城自殺。高政亦戰敗自殺。正慶二年事ハ古本九州軍記の説あり。さて太平記大  
全。規矩高政ハ故探題英時が猶子にて。英時亡びて後。  
筑前國山家芦屋に隠して居あり。帆柱山落城の時。同意。革  
三十七人。山家筑前守政負。弓削田左兵衛依清常。宗藤兵衛  
直盛。佐杉右馬助近忠。原源。定公。府番喜介久直。糸田負義  
ハ筑後國堀口と云處に楯篁とあれど。太平記十二卷に  
元弘三年春高政負義兩人の首を渡さる事見之ぬれを。  
大全説附會なる事決せり。すべて太平記に付て造る書  
に。妄なる事の多きより。井沢長秀とをて又辨せり。さて  
九州軍記正慶二年夏の事を云く。文書に。為直冬誅伐。今  
月三日已癸向之由。直氏所注申也。忠節之至殊以神妙。弥可  
抽戰功之状如件。觀應元年四月十九日。書判。麻生一族中。是  
あり。先曆應文書二通。又至于今忠節之條所被感思食也。雖然  
あり。麻生氏に當る。



以御和談之儀御入浴之事於御方致忠節之輩之事所領等  
云云。文段不明あり。殿載御起請文。被申候事。可被存知此

旨狀如件。觀應三年三月一日。書判麻生人々中。又筑前國青

水大膳亮跡田地肆拾町。同國賀伊田次郎五郎跡田地參拾

町。地頭職事。為勲功之賞所究行也。守先例可致沙汰。仍執達

如件。文和四年十一月廿一日。麻生五郎殿。沙弥判書。又麻生兵

庫助宗光。系因。資貞子家。光とあり是り。申軍忠事。右菊池四宮主水正己

下鎮西凶徒等。豊前國打入規矩郡之間。為御退治去十月十

三日。大將軍自長州御祭向山鹿山之間。屬于御手麻生山。取

陣之刻。同十四日。御敵寄来之間。於長谷山合戰。致軍功。同北

二日。於中富濱合戰。同廿六日。麻生山陣。以數千騎攻来之間。

終日。合戰。自身令大刀打頭二分。捕仕畢。同十一月廿四日。山

鹿筑前守。同越前守。令申御心替。引入凶徒山中。御陣依及御

難儀。御越長州之間。御供仕訖。此等之子細上覽在。暗然早賜

御證判。為備後證。恐惶謹言。延文元年十一月廿八日。進上御

奉行所也。一節。古本九州軍記一卷。康安元年七月上旬。菊池云云。宗像大宮司官方を背き。依て山

鹿麻生。己り所領を去て。中国あり。を仕居むとて。征西將軍宮新田。一旗。菊池肥後守武光。七十餘騎。博多へ

打越人。又判。麻生上総介義助。廢子山鹿遠江守仲。同云云とあり。

北麻生筑前守資家。系因。長資子資家。とあり是なるべし。小倉上津役以下輩

事。不隨宗領所勘者。彼等所領悉義助可知行之狀。如件。應永



二年六月六日

系譜云。麻生上總介義助法名祖教。於都鄙息祖教之子四十二人。內家清。家清子家正。法名回舟。為家於

其隱。山鹿村波多野家記云。義助子家清。家清子家正。家正子家實。家實子元重。元重子野介貞春。貞春子貞益。二男貞重。

三男武家とあり。宗像記追考三卷云。元重祖根津家實。是庶流なり。家實子刑部少輔家輔。家助子元重なりとあり。宗像

追考三卷云。天文弘治年中三卷郡黑崎村花尾城云。麻生隆實上津役城云。麻生鎮里山鹿城云。麻生上總介元重云云本

城ハ花尾なり。又判麻生中務大輔入道照泉跡事所宛行麻

此外端城なり。又判麻生中務大輔入道照泉跡事所宛行麻

生治部少輔家春也。者早守先例可致沙汰之状如件。永享五

年五月三日。又判筑前國麻生庄。同國野面庄。山鹿庄。感田庄。

勢田村。二村村。高津村。小倉村。岩瀬村。并麻生中務大輔入道

照泉跡事。麻生上總介家春。系譜云。麻生上總介家春法名教珍。初治部大輔。後上總介也。

家春于治部少輔家慶。於筑前國宗像郡西郷。与大内教祐同討死。家慶子又光九為麻生家見養子。當知行云

云。領掌不可有相違之状如件。永享六年六月廿五日。又麻生

上總介自九。躬知行分米五百石。雜具等運送云云。海河上諸

國。渡無其煩。仕例可勘過。由所被仰下。仍下知如件。文安二年

十二月十二日。沙弥書判。又判筑前國麻生庄。同國野面庄。山

鹿庄。感田庄。勢田村。二村村。高津村。小倉村。岩瀬村。并麻生中

務大輔入道照泉。同上津役跡等事。任。父上總介政家。系圖云。家長子

五郎政家。申請之旨。麻生孫次郎弘國領掌不可有相違之状如件。

康正元年十一月十九日。又海東諸國記云。信歲丙戌年遺使

來賀觀音現像。書称筑前州麻生藤原信歲。丁亥年又遣來以



不緊不接待とあり。丁亥、應仁元年あり。就京都志劇之儀  
上洛事者、皆々如御存知。公方様可罷立御用所存候之處、弓  
矢之習天下之様、不慮之躰成行候。不及是非候。此等之趣、達  
大御所様上聞及、數々度御懇意被成下。御内書頂戴仕候。如  
此之處、其々御事我々有御同心。為御歆之由、兵部大輔家延  
被申成候。言語同新之次第候。結句寄事於左右之企。御家督  
競望之儀、相談親類、被官等被相背貴方。御實名弘家、同御  
御法名全教  
予息次郎左五門尉弘殿、偏被蔑惣領家候哉。以外之子細候。  
剗成歆對之儀。文明二年六月十八日、於赤馬関令誅戮御  
被官、蜷田大藏丞被搆、余々野心候事、併對政弘被現不義候

之條、遺恨無限候。此弓矢達本意於家延父子之事者、前々申  
談必可致其沙汰候。御安心可致思食候。為後日進状候國之  
儀、委細注進到未目出度候。恐々文明三年三月十二日、政弘  
書判、麻生上総入道殿云々とあり。弘家ハ麻生義助の十七男  
なり。大内政弘の取次を以  
て家督とあり。麻生家、事  
ハ不重くと考ふべし。さて山鹿城ハ、今山鹿町の東南の  
ちよあり。高さ一丁計もあるべし。東方ハ入海に臨めり。  
上又平地あり。其中ハ本丸跡と見之。一段高く嶮き處あ  
り。山鹿兵藤次其後麻生氏に至て、數代此處を定めりと云。  
近年石をとらんとして、此山上東のかきをしを崩しあるふ  
彌縫多く出あり。戦国の比ハ討死などある人のかきをぬ  
べし。











